

# 最終講義：教育行政研究のささやかな歩みと雑感

小川 正人

はじめに－教育行政研究の基本的スタンス

本来ならこの1年の間に東大での仕事を統括しながら、今日的な課題意識で教育行政学の本を上梓してこの最終講義に臨むべきだったと思いましたが、なかなかそうした時間を確保できずその思いを果たせないまま今日を迎えてしまいました。東大退職後、いろいろな「しがらみ」から離れて少し時間をかけて本の形でまとめてみたいと考えています。

そんな訳で、今日は準備もできないまま今後予定している総括的作業の前段的な雑で軽い話になるかと思いますが、これまでの研究と、国や自治体の政策立案の作業にかかわって来の中で考えてきたことを話してみたいと思います。また、最終講義に何を話すか正直悩みましたが、こうした機会には、むしろこれから本をまとめる際を書くような内容より、そうした本に書かない（けない）ような話をするのも面白いかなと考え、皆さんより少し先に研究の道を歩んできた者として旧教育行政学研究室のことも少し触れながら私のささやかな教育行政研究の歩みと雑感を話してみたいと思います。

教育行政研究の方法や課題をめぐる論議に関する私なりの考えは、別の機会に譲りたいと思いますが、皆さんも周知のように、教育行政が行政権力の作用を何らかの形であれ問題とする研究領域であることから、その行政権力に対するスタンスや評価の違いで教育行政研究の方法や課題の設定も大きく違ってきます。

例えば、大学院ゼミでも購読文献として扱ったことのある憲法学者の高橋和之も、戦後憲法学の研究スタンスをめぐる問題を考察した論文『戦後憲法学』雑感（1999年）で、憲法学においても権力に対するスタンスの取り方は基本的に2つに分けることができるとしたうえで、それら二つの異なる研究的スタンスの特質を次のように指摘しています。

一つが、権力を他者に帰属するものとみる立場で、この立場では、権力に服する者の側に視点が置かれ、憲法学の中心的課題は、権力を厳格・効果的に制限し

拘束することができる理論の構築として設定されるとします。高橋は、こうしたスタンスをとる憲法学を「抵抗の憲法学」と称しています。他方、もう一つの立場は、権力を我々のものと見るもので、権力を我々がコントロールしようと考え、憲法学の課題を、国民の権利がよく保障されるような制度の設計と運用に関する理論を構築することであると捉え、高橋はこの立場の憲法学を「制度の憲法学」と主張しています。

高橋は、以上のように、憲法学の方法や課題に関する基本的な立場を整理しつつ、従来の憲法学は、圧倒的に「抵抗の憲法学」であったが、戦後50年余を経て徐々に「制度の憲法学」に重点を移しつつあり、「制度の憲法学」の立場から現実的でよりベターな選択や改善を図っていく研究や理論が蓄積されてきているとする認識を示しています。ただ、肝要なことは、「制度の憲法学」だけで十分であり、「抵抗の憲法学」が不要となったとは言っていないことです。制度が機能不全を起こしたとき最後に訴えることのできるのは抵抗権であり、制度と抵抗権は緊張関係にあるのだという指摘は重要です。

ここで言われている高橋の「抵抗の憲法学」は、宗像誠也の「アンチ教育行政学」を想起させる言葉ですが、高橋がこの論考の中で指摘する「抵抗の憲法学」に対する批判はそのまま「アンチ教育行政学」と総称される教育行政研究にそのままあてはまると考えています。「アンチ教育行政学」や国民の教育権論をめぐる研究方法上の論議にここでは踏み込むつもりはありませんが、私自身は、高橋がいうところの「制度の憲法学」に近い立場で、教育の制度や運用に関する主に研究を行ってきました。ただ、高橋は、「制度の憲法学」には、妥協や苦渋の選択を迫れたりするなど「手を汚す」覚悟は必要だとも力説しています。私自身は、そうしたスタンスで研究に臨み中教審等の審議会に参加する際、その覚悟をしたつもりだったのですが、様々な批判等を現実を受けるようになってみて、高橋がいう「制度の憲法学」というスタンスに立って研究に取り組んでいくことは相当タフな仕事であるということを感じ

みて実感してきました。

## I. 博士論文で考えていたこととその後の課題の再浮上・進展

### 博論までの助走期間

博士論文では、戦前一戦後の義務教育費国庫負担金制度を扱いましたが、実は、そのテーマに辿り着くまでにはかなり長い助走期間がありました。

私が大学院在学中は、指導教官であった五十嵐先生が教授として在職しておりました。当時—1970年代半ばから1980年代初めにおける研究室の研究動向は、戦後総括の作業の一環として、戦後教育学を担った宗像誠也、宮原誠一、勝田守一と五十嵐先生などの著作を読み解くなかで（当時、それを四人読みといっておりました）、戦後改革の教育的理念や価値を現代的に継承発展させるとともに、政治的に厳しい保革対立を背景にして、1960年代以降における革新自治体とそれを生み出した革新的教育運動や教育実践の中に、そうした戦後教育改革の教育的理念や価値の継承発展を見だしていくというスタンスを取りながら、多くの院生は、地域の教育運動や教育実践、革新自治体の教育政策、欧米の教育改革運動の研究をテーマに取り組んでいました。

こうした研究の方法やスタンスは、ある意味、堀尾先生の『現代教育の思想と構造』（1971年 岩波書店）の理論的分析枠組み—近代市民革命期における教育の理念や思想を価値化し、それが近代学校制度が成立する過程で変容させられていったというとらえ方、即ち、労働者への教化機関として近代公立学校が創出されたというとらえ方をしたうえで、近代市民革命における教育の理念や思想は労働者の自己教育運動に継承、発展されて現代に至っており、その地平で現代の学校改革を見通していくという理論的分析枠組みに近いものであったともいえるかと思えます。

私もそうした研究室の研究動向の中で、当初、教員の専門職化と教員の権利確立の社会過程、政治過程をテーマに戦前、戦後、米国の研究をすすめた時期がありました。

1960年代は、1966年のILO/ユネスコの「教員の地位に関する勧告」に代表されるように、教職の専門職化をキーワードに、教員の社会的政治的地位の向上と権利確立が政府と運動双方によって取り組まれた時代

で、宗像誠也も教職の専門職化、教師の教育権の確立を通して教育権論の構築を試みていた時期かと思えます。私自身は、大学院の前半の時期は、教員の専門職化と教員の権利確立の社会過程、政治過程をテーマに研究を進めていましたが、その際の理論的支柱の一人が米国のM. リーバーマンでした。リーバーマンの教職の専門職理論は、今では、「古典的」専門職理論と評価されるものですが、教員の専門的地位の低さは政治的パワーが弱いことが最大の原因であることから、教員は組織化され政治的・行政的な権利の確立を通してその専門職の地位を確保することが必要であるとして、教員組合運動の組織化と労働基本権の確立、そして団体交渉と労働協約締結による教育政策と教育行政への参加を唱える諸理論を主張して、1960年代の米国の教員組合運動をリードしていたものでした。

宗像誠也の教育権論や教師の教育権確立の理論には、リーバーマンの諸理論が色濃く影響を与えていると私には思われていたのですが、その後、リーバーマンの教師の専門職論は米国でも批判され本人も自己批判する経過を辿ることになり、ある意味、日本の教育権論批判と同じような展開をみることができます。これまで宗像誠也の教育権論や教師の教育権の理論とリーバーマンの専門職論との関係を検討するような論考はあまり見られませんが、実際、宗像誠也の指導を受けた上の世代にお聞きしますと宗像ゼミ等でリーバーマンの論文を読んでいたということですので、戦後の教育行政理論の展開や系譜をまとめる機会があれば、是非、宗像理論をリーバーマンの専門職理論と関係づけて吟味してみたいと思っています。

少し、話が横に逸れましたが、戦後教育改革の教育理念・価値の継承発展の視点で1960～1970年代における革新的教育運動や教育実践を分析し現代の教育・学校改革に連動させていくというアプローチは、教育政策や教育制度を成り立たせ動かす諸要件をしっかりと組み込んで実証的な研究、分析を可能にするものであったのかといえど多くの問題を孕んでいたように思いますし、そうした問題をかかえていたが故に、高橋が言うところの抵抗・批判の理論・研究という性格を免れなかったのではないかと考えています。この点は、私も、広田照幸（2007）が「教育学の混迷」（『思想』2007年3月号）で、また、苅谷剛彦（2007）が「教育の社会科学的研究の〈失敗〉」（『日本教育行政学会年報』33号 2007年）などで批判している点に同感し

ています。

当時の教育財政研究の動向と博論で考えたこと  
この後、教育行財政の制度研究に徐々に進んでいくこととなりますが、ただ、当時、教育行財政の制度研究といえば、教育法学的手法が全盛の時でした。私自身は、当時争点となっていた教育権論議には積極的にコミットせず、指導教官であった五十嵐先生の領域の一つでもあった教育財政研究に進んでいました。ただ、この時期の教育財政研究は、既に、戦後改革の再編期を経て確立していた教育財政制度を批判の対象として、その制度の集権性と教育費投入の不十分さを指摘したり教育費政策の政治経済的批判が主な手法となっていました（表1参照のこと）。

私は、既存の教育財政制度批判として、当時の教育法学における研究動向であった教育財政の独立論や教育費の優先的確保論には疑問を持っており、教育財政の独立論や教育費の優先的確保論に組み込まないで、既存の教育財政制度の組み替え、制度改革論を志向しようとしていました。

五十嵐先生は、この時期には既に、市町村主義と国の統制を排除することを目指したと評価されていたシャープ勧告に対する肯定的評価を、後に、「政策にたいする浅薄な理解、および教育の経済的基礎（＝教育費）の構造にたいする基礎的な認識の不十分さに基づく誤り」であったとしたうえで、「義務教育費の負担区分や公教育費政策にとって問題となるのは、補助金制

度にふくまれる統制技術ではなく、その政策主体の政治的性格であり、世界観的基礎である」と批判し（五十嵐 1955）、教育財政の機能的・技術的の在り方の背後にある公教育思想こそ問題にすべきとして公教育費研究に移っていました。

私個人は、五十嵐先生のこの論文「戦後の教育費政策の見方にたいする反省」は、民主的税財政制度構想として高く評価されているシャープ勧告が当時の日本の現実の政治経済状況で実際どのように機能するのかという問題指摘を試みた鋭い分析の論考として高く評価しています。私は、教育財政の機能的・技術的の在り方の背後にある政策主体の政治的性格や思想こそ問題だとして公教育費研究にすすむよりも、ある政策や制度が現実の政治経済、社会の中でその狙いや目的とは離れて異なる機能をはたしてしまうという、制度と現実の政治・社会との相互関係の中で制度や仕組みが現実的にどのような機能を果たしていくのかというテーマに関心が向いていきました。

それまでは、1940年に成立した義務教育費国庫負担金制度が、戦後の一時期を除いて、1952年に「復活」したことで、国と都道府県が1/2ずつ負担しあう義務教育費国庫負担金制度は、戦前一戦後を通じて日本社会に適合するナチュラルで合理的なしくみであるという認識がありましたし、市川昭午先生の大著『教育財政』もそうした教育財政制度研究でした。ただ、当時、戦後改革研究や戦前一戦後の連続・不連続をめぐる研究が一つのトレンドとしてあったこともあり、戦前一

表1：戦後における教育財政制度研究の動向と課題

	I. 改革期 1945～' 52年頃	II. 整備確立期 ～' 50年代末	III. 拡大期 ～' 74年前後	IV. 縮減改編期 ～現在
教育財政制度をめぐる動向	戦後教育行政改革（教育行政の独立、分権等）に連動した教育財政制度の在り方が模索	一般財政制度と国の財政政策に一体化された教育財政制度の整備確立 V S. それに対する批判	既存の制度を前提とした教育財政拡大の政策とその理論 V S. 財政制度の統制機能への批判	縮減と硬直化批判の下で教育財政の制度改編と自由化・効率化の検討
教育財政研究の動向と課題	教育財政の独自性と特定財源化を図る制度的保障の在り方を中心に機能論的教育財政研究が文部省・教育行政研究者により取り込まれる	大蔵省・文部省関係者による教育費の安定的・効率率的確保を目的とする政策実務・技術的研究 V S. 整備確立する制度への批判	・教育投資論＝教育計画論 ・教育財政度研究 ・政策批判としての教育財分析 ・教育条件整備研究 ・公教育費思想研究としての公教育費研究	？ ⇒

（拙稿「教育財政研究に関する若干の考察」1996年の表1：戦後教育財政研究の時期区分と特徴、から）

前後の教育理念や学校制度の大きな変化、改革があった中で、教育財政制度だけが戦前からの義務教育費国庫負担金制度がそのまま継続的に存続したのはどんな理由からか、具体化されなかったとはいえ潜在的な別の教育財政制度構想があったのではないかなど、色々調べると面白いことがあるのではないかなという問題意識がありました。そうした問題意識を促してくれた一つが、五十嵐先生の先ほどの論文「戦後の教育費政策の見方にたいする反省」であったように思います。

ただ、五十嵐先生のこの論文が書かれた時代には、実は、当時の国と地方の財政改革の方向性をめぐり激しい論議がありました。財政学者の間では、地方財政研究の第一人者であった、島恭彦、V.S. 藤田武夫の論争が有名でした。この島-藤田論争は、現代の分権改革をめぐる状況と論議にも似ていて興味深いものでした。

私自身は、島恭彦と藤田武夫の著作はどちらも読み込んでいましたが、島さんには、『現代地方財政論』(有斐閣 1951年)など、その多くは島恭彦著作集全6巻として有斐閣から出版されていますし、藤田武夫には『現代日本地方財政史』(全3巻 日本評論社)などがあります。この島-藤田論争は、戦後、内務省が解体され、教育を含めた行財政の民主的、分権的改革が取り組まれていたが、地方の財政事情の厳しさや地方間の格差も改善されず、集権的な財政制度も存続していた状況をどのように認識しそれら問題をどのようにして改善していかをめぐる認識と改革戦略の違いが主要な争点でした。

一言で言えば、藤田武夫は、戦後初期の地方財政の問題は、戦前からの官治的中央集権的財政制度が戦後改革によっても改革されなかったと認識し、シャープ勧告に代表される戦後の民主的な地方制度、地方財政制度改革の構想を肯定的に評価する立場でした。

それに対して、島恭彦の立場は、日本資本主義の経済的復興と発展は、必然的に地域経済の不均衡な発展をすすめるという認識の下、単純な地方自治-分権改革はそうした地域経済の不均衡を正当化し拡大すると批判し、今問われていることは、集権か分権かの対立ではなくて、民主的中央集権と官僚主義的中央集権であるという改革課題を設定し、シャープ勧告の分権構想は、中央の民主化の課題から目を逸らさせるものだと批判するものでした。

恐らく、五十嵐先生は、当初は、藤田のような観点

で戦後改革の分権的理念を高く評価し教育財政制度の民主的構想やその機能を研究されていたと思うのですが、その後、島のような分析や理論から多くを摂取し、これまでの自らの教育財政研究を総括され、先の論文「戦後の教育費政策の見方にたいする反省」を執筆されたのだと思います。

シャープ勧告が当時の日本の政治経済・社会の現実の中でその狙いとは逆の機能を果たしたというところからは、違った政治経済・社会の諸条件が生起すればシャープ勧告の同様の構想はまた違うように機能するという点でもあり、制度やしきみとそれが具体的に置かれる社会・政治等の条件との相互関係、相互作用の中で制度やしきみを研究することは大変に興味深いテーマだと考え、教育財政制度の組み替えというか、今の言葉で言えばオルタナティブな制度構築の可能性を検討したいと思うようになりました。

もう一つの課題意識は、一言で言えば、教育財政制度の独立とか教育費の優先的確保とゆう当時流布していた教育財政制度論ではなくて、教育財政も一般の政治や予算編成過程の中で措置されていくことを前提に、議会制民主主義を補完するシステム構築の一部として教育財政制度を構想できないかという点でした。その辺の課題意識は、昔書いた論文「教育財政研究に関する若干の考察」(1996)を参照していただければ幸いです。

博論で一番苦労したのは、実は、戦前の1940年に成立した義務教育費国庫負担金制度までの前史とそれに関連させて1940年の負担金制度成立をどう総括するかという点でした。それが巧く処理できないと戦後につながらないため一番苦労しました。ある意味、戦前の部分は「隠し味」に当たるところですので、論文全体の中では目立つ部分ではないのですが、そこに注目して評価してくれる人はあまりおりませんでした。

この本に対しては、幾人からの批判もありましたが、ここで言及しておくに値する批判的コメントとしては市川昭午先生からのコメントかと思っています。市川先生からの批判的コメントは、『教育の私事化と公教育の解体』(2006年 教育開発研究所)に中で触れられていますが、小川のこの研究は教育財政制度の法制研究であり、教育補助金や負担金制度の実際的機能を扱っていないこと、「法制原理的な研究の必要を否定するわけではないが、それがより優れた研究方法であるとか、教育財政研究の本来的なあり方だ」という理由はない

(同176頁)というような批判でした。私自身も、法制研究の方がより重要であるとか言っているわけではないし、これまで教育財政に関する法制研究がほとんどなされてこなかったことを踏まえて、戦前一戦後の法制の連続・断絶、教育財政制度の実態の連続・断絶の局面を相互に関連づけて見ていけば、従来の実態としては教育財政制度が戦前一戦後連続していたとしても違った評価や違った見方もできるのではないかという課題意識で行ったものであったということは言っておきたいと思っております。教育財政制度の法制研究を通じて、成立した制度とは異なる制度構想や違った展開の可能性もありえたということを見ることで、既存の教育財政制度を相対化して、戦後教育財政制度の形成過程や制度構築を複眼的に検討する視野を拓けていくという意義は十分にあったと考えています。

また、小泉内閣の三位一体改革における義務教育費国庫負担金制度の改廃論議の際には、私自身、この戦前一戦後のこの作業は自分の論理や主張を構築していく上で大変に役にたったと感じています。ただ、指摘されていた制度が実際どのように機能してきたのかという課題は、私だけではなく、後で触れるように教育行政制度の研究に共通して負わなくてはならない課題であると考えています。

#### 博論その後

その後、九州大学にそのまま在職し続けていれば、恐らく、義務教育費国庫負担金制度だけではなく、戦後改革から1970年代にかけて整備されて1990年代まで存続した教育行政制度の形成と、それが日本社会、教育で実際どのように機能してきたのかという実証的な研究作業を地道に継続していただこうと思います。その際、国レベルだけではなく地方自治体レベルにおける受容と国との関係を視野に入れて、植竹さんが修士論文で取り組んでいたような歴史的研究を進めていただろうと思います。

ただ、義務教育費国庫負担金制度の研究に関わっては、その後、まったく予期しない展開がありました。一つは、義務教育費国庫負担金制度の改廃問題であり、もう一つは教育振興基本計画の策定という動きです。

小泉内閣の下における義務教育費国庫負担金制度の改廃論議は、博論で扱った1940年代後半から1950年代前半の義務教育費国庫負担金制度の改廃論議を再現するような展開を示しました。三位一体改革の下

における義務教育費国庫負担金制度の改廃論議は、再度、義務教育費国庫負担金制度の実際的機能を問い、義務教育保障における国と地方自治体の関係とその制度的在り方を改めて吟味することを求めてきました(それに関する課題の整理は別稿(小川2005)で行っているのでここでは触れません)。今現在は、税財政改革の行方が不透明であることもあって分権改革や税財政改革が「足踏み」状態にあります。今後、消費税率の引き上げ実施等で税財政改革が動き始めると、改めて、義務教育費国庫負担金制度の改廃論議が県費負担教職員制度の見直しとともに大きな政治課題、教育制度改革の課題として再浮上してくることは必至であるように思います。

また、戦後改革期に模索された教育基準立法とは性格やその機能も異なりますが、国の教育予算の水準や計画的執行を中期計画として策定しつつ国と地方自治体の役割分担と連携・協力の中で教育条件整備を遂行していこうとする教育振興基本計画の策定も今後の教育行政システムの在り方に大きな影響を及ぼしていくだろうと考えます。その意味でも、義務教育費国庫負担金制度を含めた戦後改革から1970年代に整備確立した教育行政システムの実際的機能を実証的に検証をしておく作業は今現在でも重要な課題としてあり続けていると思います。

博論や教育財政研究に関する話が長くなってしまいましたが、最後に、教育財政制度の研究に関係して二つ言っておきたいことがあります。

一つは、小泉内閣などの三位一体改革での義務教育費国庫負担金制度の改廃論議があった際に、それらの論議には多様な発想に乏しく国か地方かの二者択一で硬直的な論議に終始している、米国の教育財政制度の改革動向や論議からもっと多くを学ぶべきであるというような論調がありました。私も米国の教育財政制度の改革には関心をもって必要に応じてフォローし、本多さんなどにも教えられて勉強してきましたが、そもそも、米国の教育財政制度と日本の義務教育費国庫負担金制度は、そのしくみが大きく異なりますので、米国の制度改革の理論や動きをそう簡単に援用できないということは確認しておく必要があるように思います。

米国の場合には、ご存じのように、教育税があり教育財政が一般財政から独立して成立していることから(最近では都市を中心に一般財政に組み込まれてきている傾向がありますが)、学区の教育費調達の格差を是正

するために州や連邦が様々な教育費調整のしくみを工夫してきました。教育財政それ自体が、学区の教育費格差の是正や財源調整を図っていることから、学区の単純な財政力とか、又は、財政力ではなくて住民の財政努力をベースにするとか、そうした様々な教育財政上のしくみが考えられ具体化され、それら異なる制度の間でどちらが教育の公正性が担保できるとか教育効果があるか等の比較考察なども含めて教育財政制度の研究も活発に行われてきました。それに対して、日本では、教育財政は一般財政と一体化していることと、一般財政においても地方間の財政力格差は交付税交付金という財源保障と財源格差を調整する調整制度が独自に存在していることもあって、教育財政制度で措置できる問題の守備範囲は極めて限定されたものであるということです。その点は確認されてよいのではないかと考えます。

もう一つは、これは私だけではなく、他の方にも関係することですが、市川先生が先ほど挙げた本『教育の私事化と公教育の解体』の「あとがき」で、次のようなことを述べられていました。

「昨年夏、文部科学省のある幹部から『最近東大が文科省と同じになってしまったが、こんなことで日本の教育はどうなるのでしょうかね』といわれた。これはとくに義務教育費国庫負担金制度の改廃に関して、中央教育審議会に参加している何人かの東京大学教授（OBを含む）が、文科省に同調するどころかむしろ牽引するようなスタンスをとるに至ったことを指しているようである。

どちらが善し悪しというのではないが、……（従来は一引用者）東京大学の先生方はなにかと文科省を批判する傾向にあった。ところがここにきて東大教授たちが変わってしまった。これは文科省としても都合がよいようで本当は困るのではないか。……

確かに歴史的な大転換期に直面している今日、必要とされているのは多様な意見であり、多面的な考察であろう。本書も同じような問題意識からなるべく絶対的な立場に立つことを避け、できるだけ相対的な観点から問題に迫ることに務めたつもりである。しかしこれは悪しき相対主義にくみすることを意味するものではない」

（同書 284頁～285頁）

三位一体改革における義務教育費国庫負担金制度の改廃に対して、私自身がどのような論理で対応したかについては、別稿を参照してほしいが、荻谷さんや藤田さんも基本的には当時存在していた義務教育費国庫負担金制度を堅持することで論陣をはっていました。文科省内部においては、中教審審議の最終盤では、小泉総理の指示通りに国の負担率を1/3にする方向で中教審答申に書き込むという事務次官を中心とした幹部陣と、1/2負担率を堅持すべきとする銭谷・初等中等教育局長と財務課の課長を始めとする中堅若手が鋭く対立していました。私達は、1/2負担率堅持が妥当であると考えてそれを主張しただけで、現象的には文科省の初中局長や財務課の中堅若手と同じ歩調をとることになっただけなのですが、その結果、幹部や官邸の強い政治的プレッシャーの中でも、中教審答申は最終的に1/2負担率堅持という内容で採択されました。最後は、小泉総理の政治決断で1/3負担で決着しましたが、文科省幹部は、ある意味、官邸の指導に従って中教審をまとめられなかったということでその指導性を問われたということかと思えます。そうした思いが現れたのが先ほどの文科省某幹部の発言だったのではないかと推察しています。教育論議には多様な意見が重要という指摘は大事ですが、では、三位一体改革の際、義務教育費国庫負担金制度の改廃動向の中で、実際どのような建設的な制度改革案があったのでしょうか。私達が中教審審議で指摘してきた問題は、この間、政府の地方交付税見直しや地方財政の悪化等で、その通り現実のものとなって現れてきています。昨年末、「日本の教育を考える10人委員会」が『今、義務教育が危ない』（2007年12月 ぎょうせい）という本を出していますが、その中における義務教育費国庫負担金制度の改廃問題に対するスタンスは、私達が中教審で主張してきた内容とほぼ同じものに思えました。

2007年11月に文部科学省の若手官僚が『国家百年の計—未来への先行投資のために—』（ぎょうせい）という本を出していますが、この内容を読んでも、従来の文部科学省の政策基調とは異なる主張も入っていたり、いわゆる省内の少数派的な主張も散見しています。このように、文部科学省の内部でさえ、様々なスタンスや考え方が存在し時には対立するような状況が普通のようにになっているのが現状ですので、そうしたことを無視して一括りで文科省に賛成か反対かというスタンスや、文科省や政党との距離で研究者や研究

内容を論断したりレッテルを貼ることはあまり適切であるとは思わないということだけはここで述べておきたいと思います。

## II. 現実の教育行財政改革に直面し背負わされた研究課題

東大に移って、研究の環境が一変してしまいました。教育財政研究に取り組もうとしている院生に、博論以後、どうして教育財政制度の研究に積極的に取り組まなかったのかというような質問をされるがありますが、一つは、忙しくなりすぎて時間的余裕がなかったことと、他の課題が否応なく降りかかってそちらの別のテーマに取り組まざるをえなかったことが理由です。しかし、やはり、教育財政の研究の可能性としては、一般の予算編成や財政システムと一体化しているために、その守備範囲が限定されざるをえず、違った方法でアプローチしていかざるをえないという状況を認識しはじめたということが正直なところですが。一般の予算編成や財政制度と一体的なシステムの下で、教育財政の研究として独自の可能性のある領域は、やはり、一般財政の下でも教育委員会や学校があることで一般財政の枠内でも工夫や裁量の余地の生まれてくる自治体の教育予算や学校財政等の領域などかと思えます。私自身も、一時期、中野区のフレーム予算、校割予算等の調査研究を試みたこともあります。ただ、それ以外の領域での教育財政の研究については、一般財政との一体性を考えるとなかなか独自の展開は難しいという問題をかかえていること、また、教育財政上の多くの課題は、教育財政固有の課題というより、教育政策研究として引く受けるべきことが多いという課題意識の変化というか推移もありました。

東大に着任した時期が、丁度、国の分権改革や規制改革が本格的に始まった時期であり、東大という社会的役回りもあってか、国や文部科学省の教育行財政改革の矢面に立たされ、実際の制度改革に否応なく向き合わされる中で調査研究を進めて行かざるを得ない状況におかれました。博論を総括しつつ、この10数年間、上記のような状況で調査研究に携わってくる中で、自分がこれから総括的に取り組みたいと考えている研究課題は三つくらいあります。

### (1) 戦後改革から1970年代に基本的に整備され制度

化された教育行財政システムが、日本の社会と教育の中で実際どのように機能してきたのかを実証的に検証すること

- (2) 1990年代から今日における政治改革、分権改革、中央省庁改編が、教育政策決定過程＝構造にどのような影響や変化を及ぼしたのか、その中で文科省はどのように行動してきたのか、それらから教育政策や教育改革はどのような性質を付与され、どのような問題を孕むことになったのか、そうした国の教育政策決定過程＝構造の変容の下における自治体教育政策の変容と自治体間の変化(都道府県と市町村という縦と横)
- (3) 実証的な教育政策や教育(行財政)の実態調査研究とその可能性

### (1) 戦後教育行財政制度の果たした機能に関する実証的研究

これは私自身、博論で取り組めなかったし、その後も課題としつつも取り組んでこれなかったことですが、戦後改革から1970年代に整備確立した教育行財政システムが、日本の社会や教育において、実際どのように機能してきたのか、その功罪を含めて具体的な機能場面を実証的に調査研究する試みが極めて弱かったと考えています。義務教育費国庫負担金制度、義務標準法、人材確保法や教職調整額というしくみを含んだ教員給与の政策や制度、そして、教育委員会制度など、戦後教育制度の骨格を構成してきたそうした制度やしくみの形成過程とともにその実際的な機能については、ほとんど本格的な研究が行われてこなかったといっても過言ではありません。従来の研究の多くは、それら制度やしくみは文部科学省の集権的な地方統制、学校管理の手段であるとして一括して批判するだけだったとも言えます。

しかし、そうした実際の機能に関する調査研究がなされてこなかった「付け」が、1990年代以降の一連の教育行財政システムの改編の際に回ってきたともいえます。1990年代後半からの地方分権改革、規制改革、そして、三位一体改革の中で問われたのは、戦後改革から1970年代の時期に整備、形成され、そして拡大してきた義務教育の行財政システムがどのように機能してきたのか—その功罪であったと思いますが、それに関する実証的な調査研究が極めて乏しいままで、こ

の見直しの動きや論議に対応していくことは厳しいものでした。

ただ、近年、ようやく若い世代の中から、そうした問題を意識化した新しい研究的取り組みが生まれてきていることも確かです。これらが展開されていけば教育行政研究の一つの新しいトレンドを生み出せるのではないかと考えています。私も遅ればせながら、今後、戦後教育行財政制度が実際どのような機能を果たしてきたかを実証的に検証していく作業に取り組んでみたいと考えています。

## (2) 1990年代以降の政治改革、分権改革、中央省庁再編と教育行政の変容

1990年代以降の政治改革や分権改革、中央省庁再編が、政府の政策決定や政治運営にどのような意味や影響を及ぼしているかという研究は、政治学、行政学等では、今現在、精力的に行われてきています。それというのも、国と地方自治体の政治上、また、行政上の関係、地方自治体内部の政策決定のしくみが、この10年ほどで確実に変わってきている、という課題意識が政治学、行政学では共有されてきており、多くの実証的研究が進められてきています。その中では、私達が、よく援用してきた村松先生の相互依存—水平的政治競争モデルの変容を求める批判的論考も生まれています。村松先生の相互依存—水平的政治競争モデルの要点は、政治ルートを通じた地方から中央への政治的水路を通じた要求の押し上げという理論枠組みにあった訳ですが、1990年代以降の政治改革＝小選挙区と比例代表の並列制、政治資金制度の改革によって生まれた党執行部の権限強化によって、政党や政治の集権化という基盤が整った上に、内閣法改正と中央省庁再編による内閣総理大臣の権限強化とそれをバックアップする内閣府の機能の拡充が実現されたことで、地方の政治力・影響力は確実に後退し、政治的回路を通じた地方の利益が中央に伝わるパイプが細くなったのではないかという仮説的指摘がなされてもいます（木寺元2007）。

恐らく、同じような現象は、教育政策決定過程＝構造や教育行政制度の実際の機能や運用でも生じているのではないかと考えられるのですが、しかし、教育行政研究では、いまだ、そうしたまとまった調査研究の成果はでていません。というよりも、この10年間の地

方分権改革や政治改革、中央省庁再編の下での教育行財政改革に対しては、教育法学や教育行政学の中には、従来の地教行法体制の再編強化であるというようなとらえ方も多く存在し、これらの変化を捉え分析する課題意識や理論枠組みすら準備されていないという研究状況もあるようにも見えます。

ただ、この10年間ほどに生じてきている個別的政策変化を認識することができても、政府内部の政策決定過程には、私達からすれば見えない、見えにくいブラックボックスのような部分があり、決定された後の個別的政策を点として見せられることが一般的です。それらの個別的政策である点を結びつけて線にしながら政策決定構造の全体像やその中における個別的政策の意味等を浮かび上がらせることはなかなか容易ではないことも確かです。私も、この10年余り、文科省の中教審や調査研究協力者会議、ワーキンググループの会議など様々な政策立案にかかわらせてもらってききましたが、やはり、以下に見るように、どうしてこのような政策決定が行われたのか疑問に感じることや理解に苦しむことも多くありました。

### ①教育委員会制度改革

例えば、1998年中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」では、教育長任命承認制の廃止とともに、市町村教育長と教育委員との兼任制を止めて、教育長の専任化を図ることが提言されたが、実際には、専任化ではなく都道府県の教育長も教育委員との兼任制に変更されて、教育長専任化が実現されませんでした。

西尾勝さんも『未完の分権改革』（1999）でこの点について言及していますが（しかし、何故文部省はそうした教育長の専任化を犠牲にしてまでも教育委員との兼任制と議会同意を選んだのかの理由は明らかにしていませんが）、教育長の専任化をすれば、首長の意向がストレートに教育長人事で実現する—首長の一本釣りとなり、教育長人事に首長の政治性が反映し首長の教育長への影響が一層強化されることを懸念したのではないか—そうした首長のストレートな影響が教育長ポストに反映することを牽制するために、議会同意を必要とする教育委員との兼任制とすること、また、教育委員と兼任することでその任期を4年間確保でき教育長を途中で替えることが出来ないようにするしくみの方を文部省は選択したのではないかと推察します。



その背景には、自民党文教族のプレッシャーもあったのではないと思われるのですが、その真相はよくわかりません。

同様のことは、2007年の地教行法改正でも行われました。この時における改正課題の争点の一つが、素人・教育委員会と教育長の役割分担や権限関係をどう見直すかという点でした。当然、それまでの経緯をふまえば、素人教育委員の役割、権限を大綱的政策決定と教育長・事務局の仕事ぶりに対する評価をしっかりとやり、専門的な政策立案や行政執行を専門家・教育長や事務局に大幅に委ねていくという方向になるはずでした。私もそうした立論を機会ある毎に主張してきました。しかし、出されてきた地教行法の改正では、そうした方向と全く逆の内容で、文科省は、地教行法第26条の2項に、素人・教育委員会の権限をより明確にして教育長に委任できない権限を逆に法律で明確に規定する改正を行いました。正直言いまして、私自身も驚いたし、全国の多くの教育長も同様に驚いていました。実際の運用では、従来の運用を大きく変えることはないだろうと考えられるのですが、考え方の原理原則として、教育長の権限を制約し素人・教育委員の権限や役割を強化する方向です。恐らく、教育委員会廃止論が出ている中で、教育委員から教育長への委任を拡大する方向では教育委員会の形骸化、形式化という批判に有効に対抗できないという論法かと思います。ただ、文部科学省は、どのような素人・教育委員の活動展開をイメージしてこうした改正を図ったのか？文科省は、これまでの素人・教育委員会の実情をどう総括してこうして改正方向を決定したのか？疑問があり、文科省に直接伺ってみたいという思いがあります。

ここにも、やはり、1998年の中教審答申の提言内容とは逆に教育長の専任化を放棄した時と同じ発想を見て取ることができます。首長への不信から、首長の政治性や意向をもっとも強く体现する教育長の権限を抑制、牽制するために、素人・教育委員会の権限を再確認し強化するというスタンスを採ったのではと推察できます。こうした文科省の教育委員会制度改革の基本的スタンスには、地方分権改革の中でその正統性と権限が強化される首長に対する牽制を強めて、教育委員会制度の政治的中立性や独自性を確保しようとする戦略が見え隠れするのですが、果たして、そうした推論が正しいのかどうかはわかりません。しかし、どう考えても、こうした戦略による教育委員会制度改革論が

教育委員会の活力を増していく適切な方策とも思わないため、首長との連携強化や首長をもっと地方教育行政に積極的に位置付け直す方向での見直しの方が重要に私は思うのですが、そのあたりを文科省やこれらの改正に尽力した関係者はどのような自治体教育行政改革の見通しをもっているのか聞いてみたいという思いがあります。

## ②地方分権改革と教育行財政改革

1998年中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」の審議過程で、私自身は、義務教育費国庫負担金制度と義務標準法の大幅な見直し—いわゆる総額裁量制に近い構想があってその検討もなされその導入を文科省がその当時図ったという動きもあったと考えていますが、その後、白紙にもどされ、小泉内閣の三位一体改革の中で義務教育費国庫負担金制度の改廃が大きな政治課題として急浮上した段階で、ようやく、負担金制度や標準法の弾力的運用を図る見直しに踏み切ったという経緯があったと思っています。1998年の中教審答申後、直ちに、総額裁量制的な弾力化を図っていれば、三位一体改革の中での義務教育費国庫負担金制度の改廃論議の行方が少しは違うものになっていたかどうかはわかりませんが、しかし、その数年間、文科省内・財務課内で見直し内容をめぐってどんな対立する論議があったのかは興味深い点です。

加えて、中教審答申の2005年2月の「地方分権時代における教育委員会制度の在り方について」、5月の「新しい時代の義務教育を創造する」の審議過程で、明確に中核市への教員人事権限移譲を謳い、それを核に、県主導で運営されてきた県費負担教職員制度の弾力化、見直しを図ることが明示されたにもかかわらず、その後、税財政改革の停滞の影響もあってか動き出す気配が後退しているようですが、同時に、文科省内でも中核市への権限移譲や県費負担教職員制度の見直しに対してはかつての熱気が冷めていることも事実です。実は、まだ決定されていませんが、年度内に策定予定の教育振興基本計画をめぐる中教審部会における審議でも同様の状況を感じています。教育振興基本計画は、教育の様々な政策分野で国の教育政策目標と計画を盛り込むものですが、例えば、義務教育分野では、学力水準では〇〇、学校運営協議会の設置では〇〇、という個別政策の目標と計画の設定に加えて、義務教育を中心的に担う基礎自治体や学校が主体的に取り組みマ

マネジメント能力を高めることを可能としていく教育行財政の仕組み作りという課題も教育振興基本計画の中に明確に記載すべきではないかと私は考えています。こうした課題については、当初、計画案に盛り込んでいませんでしたが、委員からの何度にもわたる指摘でようやく審議最終盤になって、「市町村への権限移譲 県費負担教職員の人事権を移譲することについて、すべての市町村において一定水準の人材確保を図ることができるよう、小規模市町村の行政体制の整備の状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みや給与負担、学級編制、教職員定数の在り方などとともに、引き続き検討する」という文章がようやく加えられました。

負担金制度や義務標準法の弾力化をめぐる動向、中核市への権限移譲や県費負担教職員制度の改革に対する一時の強い熱意とその後の急速な後退は、どのような理由や背景から生じているのか等、この点も様々な疑問があります。

### ③教員勤務実態調査と教員給与制度改革

直近では、教員給与制度改革において、教職調整額の廃止に踏み出した背景や政治力学もよく理解できないことのひとつです。私自身は、教職調整額の廃止という方向性には賛成ですが、従来、(自民党や)文科省にとっては、教員の勤務管理上、極めてよくできたしくみであったはずの教職調整額のしくみを(自民党や)文科省が自らのイニシアチブでなぜこの時期に見直すことにふみだしたのかという疑問があります。

内閣において、教員給与にメリハリをつけること、教職調整額においても一律支給を止めることが決定し、その条件を満たす形で教職調整額の見直しを図ることが内閣から文科省に指示されたとされています。現行法制上、教職調整額の性格を保持しながら勤務の負担に応じて傾斜支給＝支給率に差を設けることはできないという内閣法制局の強い姿勢もあって、教職調整額を廃止し時間外勤務手当に移行することを決定し、今からその具体的なしくみや運用の在り方を検討することになっています。

教職調整額の廃止は、全教が一貫して主張し、日教組も近年になってその方向で動き出していますが、教職調整額の性格を維持しつつメリハリある支給制度の構築を狙ったが、それができないと初めて分かったという想定外の動きなのか、そうであれば現在の教職調整額を維持し、実態に見合っていないければ4%を若干

高くするという対応でよいはずであるのに、その選択をせず何故教職調整額を取って廃止し、人事管理上、教育委員会や学校長の反対が強く難しい選択となる時間外勤務手当に移行することになったのか?。この教職調整額の廃止と時間外勤務手当への移行という動きに対しては、多くの文科省OB/OG(次官経験者や大臣経験者)も拙速と評価したり、自分の時には考えられない動きであると驚いています。

これは他の一般公務員は時間外勤務手当として支払っていても大きな問題が生じていないので、教員の場合にも一般公務員と同様に措置しても特別に大きな問題は生じないだろうと文部科学省が見ているのかどうかは分かりません。その辺も含めて、教職調整額の廃止に踏み出した政権与党、文教族、文部科学省などの政治力学はどのようなものであったのかは大変に興味深いテーマであると思っています。

以上、幾つかの個別的事例を取り上げてみた訳ですが、正直、今の私には個々バラバラの点として見えるだけで、それらを関連づけて総体として捉え切れていません。それらを点としてだけではなくて、それを結びつけて線とし、さらに、面として、総体として1990年代後半からのこの10年間の政治改革、分権改革、中央省庁再編の下における教育政策決定過程＝構造や教育改革の全体像を総括しそれらの中で教育政策や教育改革がどのような問題を新たに抱え込み性格づけられてきたのかを検証してみたいと考えています。

### (3) 実証的な教育政策や教育(行財政)の実態調査研究の可能性

文部科学省の教育委員会制度活性化論は、先に指摘したように、分権改革でその正統性と権限が強化されてきている首長に対する牽制をしつつ、教育委員会制度の政治的中立性や独自性を確保しようとする基本的スタンスをとっているように見えます。しかし、こうした基本的考え方は、従来の伝統的な教育行政研究の基本的スタンスでもありました。教育行政を政治から切り離れた空間に確保したうえで、その空間の中で教育の制度やしくみを構想していくという方向をとることで、時の政治権力の関与を排除し教育の自治的領域を確保するという戦略であったかと思えます。それはある強大な政治権力が「我々」とは無縁な形で外部に存在するという実感を抱かせてきた一党優位政治体制

の下ではそれなりの意味や有効性を持ち得たと考えます。

しかし、一党優位政治体制が大きく揺らぎ、「我々」の政治が政権交代という形で見通し得る時代になり、また、地方分権改革の進展によって身近な地域における政治構築も可能となっている時代において、政治権力、行政権力の排除を最大限の責務とするような教育行政の理論や研究は、具体的な影響力のある制度改革や政策立案を試みることを難しくしているのではないかと思いますし、政治権力や行政権力を排除した教育の自治的自律的空間が仮に確保できると想定した場合にも、その空間における利害調整や教育運営は新たな政治権力や行政権力を生起させていくと思います。ただ、それは一般政治とは異なる教育固有の政治であるとか教育固有の行政権力であると主張されるのでしょうか（荒井文昭2007）、国や自治体の一般政治体制の下で、そうした教育固有の政治や行政権力を構想することは私には概念遊びにすぎないように思います。間接民主主義に基礎づけられた議会制民主主義を補完する意味をもった直接民主主義的なしくみとしてさまざまな制度を考える意義はあるかと思いますが、一般政治や行政権力と同等な形で教育固有の政治や行政権力を構想することはやはり観念的という批判を免れ得ないのではないかと考えます。

近年、ガバナンスという言葉が市民権を得てきているように、教育を含めた政策の決定や行政運営における国家の比重は確実に低下しており、様々な社会的な利害と多様な考え方の中で多くの調整を経る中で政策や行政運営の基本的方向が決定されるようになってきています。その分、教育政策決定の政治過程、社会過程は拡大し流動的になってきており、その拡大し流動化している政治過程や社会過程に対して、ある政策の方向づけを意図した教育政策研究や教育の実証的調査研究の果たす役割は旧来と比べて格段に大きくなっていると考えます。

実は、そうしたことを実感したのは、昨年度と今年度の教員勤務実態調査と、その調査結果が果たした今年度の教育予算編成過程への影響でした。

ご承知のように、1990年代以降の政治改革と中央省庁再編により、内閣のトップダウンシステムが形成され、そうしたシステムから「骨太方針2006」の下で制定された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（行革推進法 平成18年

6月2日公布・施行）が制定されました。「行革推進法」には、児童生徒数減に応じた教職員定数削減や人材確保法に基づく優遇措置等を縮減すると共にメリハリを付けた教員給与体系を検討することなどが明記されていました。そうした政府や財務省などの基本方針に対して、文部科学省は、昨年度に教員勤務実態調査を実施し、それに基づく大幅な教職員定数増や教員給与改善の平成20年度予算案を提出しました。

この教員勤務実態調査は、実に、40年ぶりの調査で、青木さんとベネッセが非常に尽力されてまとめてくれたものですが、こうした調査がこの40年もの間行われてこなかったということの方が私には驚きでした。これは、こうした実証的データを必要としなかったような外部に見えにくい政策の形成や決定のメカニズムが存在してきたことを意味します。日教組関係者が、昨年度の教員勤務実態調査に対して、文部科学省が「パンドラの箱を自ら開けた」と称しましたが、恐らく、教員勤務実態調査の実証データは、文部科学省が今後取り組んでいく様々な施策に対して文部科学省の手を縛ったり、或いは、やりにくくするような状況を生み出す可能性のあるものとも思います。今回の教職調整額の廃止という方向を生み出したのは、実は、この教員勤務実態調査が遠因の一つであったとも言えなくもありません。そうした可能性も含みながらも、文部科学省は、教員給与制度の根幹を守るために、敢えて、教員勤務実態調査に踏み切ったと見てよいかと思いますし、近年の教育政策決定の政治過程、社会過程が拡大し流動化する中では、こうした実証データに基づく政策の方向付けや合意形成づくりが重要な手法となっていくのではないかと思います。

文部科学省の勤務実態調査に基づく教職員定数や教員給与の改善予算に対して、当然、財務省や財政制度等審議会などからは、教育再生会議に便乗した「悪乗り予算案」と酷評し厳しく対応したわけですが、平成19年度末の政府予算案では、主幹教諭によるマネジメント機能強化を目的とした教職員定数改善など1195名の定数改善、副校長・主幹教諭・指導教諭の処遇改善や部活動手当を含む教員特殊業務手当の充実等で、義務教育費国庫負担金総額が0.8%増（136億6400万円）の1兆6659億1200万円となり2002年度以来の増額となりました。また、子どもと向き合う教員の時間を確保・拡充し地域全体で学校を支援するしくみとして、外部人材の活用（非常勤講師配置事業）28億9800万

円、学校支援地域本部事業（平成20年度から4年間で全国全ての中学校区に設置予定）で50億4000万円などが計上される結果となりました。

確かに、それは文部科学省の当初予算案にあった7000人の教職員定数改善という目標からみれば僅かな成果とも言えなくもありません。しかし、1990年代からの一連の政治・行政改革によって作り出された新しい政策決定過程＝構造の下、財務省や財政制度等審議会などの厳しい攻勢の中でそれが実現された意味は大きいと考えます。この間、政府内政策決定過程＝構造の大きな変化や守勢的立場にある文部科学省の位置等には大きな変化が生じていない中で、なぜ、平成20年度政府予算案でそうした教育予算の成果が可能となったのかということは教育政策過程研究としては興味深いテーマの一つですが、確かなことと言えることは、教員勤務実態調査の実証データが、学力低下や新しい学習指導要領の改訂という情勢変化の後押しがあったとはいえ、政権与党内部だけではなく野党をも巻き込んで政治を流動化させて、教職員定数や教員給与の改善を後押しする政治の流れをつくり出し得たからだと考えています。実際、この過程の中で、そうした流れをつくるうえで大きな役割を果たした民主党の「教員数拡充法案」（2007年11月29日に衆議院提出）をめぐっては、自民党議員を含めた議員立法として国会に提出する動きもあつたと聞いています（法案の正式な名称は、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案要綱」と称し、その狙いは、教員が児童生徒と向き合える環境の整備を図るためには、現行の人材確保法の中に、従来から存在する優秀な人材の確保という目的に加えて、新たに、教育職員の配置を拡充する規定を盛り込むことを求めたもの）。

国や自治体の新しい政治状況や、政権交代を見据えた政党のマニフェスト選挙が言われ始めている新たな政治状況、また、多くの自治体が自らの教育政策立案作業や政策の検証を大学や研究者に呼びかけ協同的作業で行っていくこうとする新しい状況も生まれ始めていることは、教育政策研究の可能性や有効性を認識してもらえる社会的基盤が整ってきているといつてよいかと思えます。

教育行政研究の若い世代が、そうした新しい状況の下で、政治学、行政学を始めとする隣接諸科学の様々な研究方法を摂取しながら新しい教育政策や教育行政の諸課題に取り組み始めている姿を見ていると、私達世代と比べて、研究環境としては非常によい時代になったと感じています。そうした環境を最大限に生かし、教育行政研究の新しいトレンドをつくり、研究室の中に留まる研究だけではなく国や自治体の政策立案や政策検証に大きく貢献していただきたいと強く願っています。

皆さんのこれからの健闘を期待して、私の話を終わらせていただきます。

有り難うございました。

#### 【参考文献】

- 荒井文昭（2007）『教育管理職人事と教育政治』大月書店
- 五十嵐顕（1955）「戦後の教育費政策の見方に対する反省—とくに国民生活の実態との関連について—」
- 小川正人（1996）「教育財政研究に関する若干の考察—「教育権」理論の教育財政研究をめぐって—」（平原春好編著『教育と教育基本法』勁草書房）
- 小川正人（2005）「三位一体改革と義務教育財政制度の改革構想」（日本教育行政学会年報第31号）
- 苅谷剛彦（2007）「教育の社会科学的研究の〈失敗〉」（『日本教育行政学会年報』33号）
- 木寺元（2007）「選挙制度改革と中央地方関係」（季刊『国際文化研修』第55号 春号）
- 広田照幸（2007）「教育学の混迷」（『思想』3月号）
- 文部科学省未来研究会（2007）『国家百年の計—未来への先行投資のために—』ぎょうせい
- 堀尾輝久（1971）『現代教育の思想と構造』岩波書店
- 西尾勝（1999）『未完の分権改革』岩波書店